

短期入所生活介護	介護保険適用分（サービス費）				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット型 短期入所生活介護費 I	704	772	847	918	987
夜間職員配置加算Ⅳ口	20	20	20	20	20
サービス提供体制加算Ⅰイ	18	18	18	18	18
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	104	113	124	134	144
一日分の目安（日額）	846	923	1,009	1,090	1,169
区分支給上の利用限度日数	19	21	26	28	30

介護予防 短期入所生活介護			要支援1	要支援2
	併設型ユニット型短期入所生活介護費 I		529	656
	予防短期サービス提供体制強化加算Ⅰイ		18	18
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		77	95
	一日分の目安（日額）		624	769
区分支給上の利用限度日数		8	13	

※保険適用分費用の一日分の費用を記載しています。

※上記は一分割を記載していますが、実際にはご利用者各自が保有される負担割合証に記載の割合（1割～3割）での請求となります。

介護保険適用外分		4段階	3段階2	3段階1	2段階	1段階
居住費	（日額 保険外）	2,066	1,370	1,370	880	880
食費	（日額 保険外）	1,445	1,300	1,000	600	300
一日分利用料 ※目安	要介護1	4,357	3,516	3,216	2,326	2,026
	要介護2	4,434	3,593	3,293	2,403	2,103
	要介護3	4,520	3,679	3,379	2,489	2,189
	要介護4	4,601	3,760	3,460	2,570	2,270
	要介護5	4,680	3,839	3,539	2,649	2,349
	要支援1	4,135	3,294	2,994	2,104	1,804
	要支援2	4,280	3,439	3,139	2,249	1,949

※保険適用分の詳細は、本料金表の上部をご確認下さい。

※上記目安は1分割を掲載しております。実際には各々の負担割合証記載の割合での請求となります。

#### 上記以外の加算・減算について

送迎加算	短期入所開始時や終了時において、施設からの送迎サービスを受けられた場合。	184単位/片道
生産性向上推進体制加算Ⅱ	ICTの利活用により介護サービスの質の向上、職員の負担軽減等に資する体制整備に関する加算（ <b>全利用者</b> ）	10単位/月
短期生活長期利用者提供減算	連続して30日を超える短期入所を利用されている場合において、30日を超えた日から1日あたり所定の額を減算する。	-30単位/日
緊急時短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情で短期入所生活介護を緊急に受けた場合（7日以内）	90単位/日

所得階層区分について（詳しくは保険者窓口にてご確認ください）

4段階	市町民税課税世帯もしくは預貯金等の額が各段階の基準を超えている方
3段階 2	年金収入等の合計が120万円より上の方で、本人及び世帯全員が市町民税非課税かつ預貯金等の合計額が500万円以下の方
3段階 1	年金収入等の合計が80万円より上で120万円以下の方で、本人及び世帯全員が市町民税非課税かつ預貯金等の合計額が550万円以下の方
2段階	年金収入等の合計が80万円以下の方で、本人及び世帯全員が市町民税非課税かつ預貯金等の合計額が650万円以下の方
1段階	老齢福祉年金や生活保護受給の方で、本人及び世帯全員が市町民税非課税かつ預貯金等の合計額が1000万円以下の方

介護職員の処遇改善に関する加算は、月のサービス費の総額に、サービスごとに所定の割合を乗じて算定しますので、合計額に多少のずれが生じます。あらかじめご了承ください。

サービス費は、各自が所持する負担割合証記載の割合（1割～3割）に応じて請求致します。